二(一)　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町天ケ瀬字木戸谷四九五、四九七の一、字大生ノ上四九八
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字木戸谷四九七の一・字大生ノ上四九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年七月八日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区懐山字ウトヲ坂五四六の一、五四六の三、字山下六二三の一、六二三の四、字宮下六二四の一、六二四の三、六二四の七、字大久保六二八の二、六五九から六六一まで、六六九の一から六六九の五まで、六七四、六七五、六七六の一、六七六の二、六七七、六七八、六七九の二、六八〇から六八二まで、六八三の一から六八三の四まで、六八四、六八八の一、六九一の一、七一〇の一、七一〇の二、一〇四二の一、一〇四二の二、一〇四九、字カシヤ界土六三二の一、六三二の五、字カミ六三八の二、六三八の四、六三八の六、六三八の八、六三八の一〇、六五三の一、六五三の五、六五三の七、六五三の八、六五五の一、六五六、六五七の二、字ホツタノ本六八五、六八六、六八七の一、六八七の二、一〇二七の一、一〇三四の四、字ヒヨカレ七二九、一〇四〇の二、字向イ八〇三の二、字クチナシ一〇四五の一、字タキノ久保一一五五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年七月八日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市吉沢字幅附三、岩城二古字察長根北平七の一、七の二、字察長根六、岩城冨田字寺田沢二四の一、三六の一、三六の七、三六の九、三六の一〇、三六の一一、三六の一三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺田沢二四の一、字幅附三・字察長根北平七の一・七の二・字察長根六・字寺田沢三六の一・三六の一一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の五第四項の規定に基づき、次のとおり液化石油ガスの充塡を行う者のための養成施設を指定したので、同法第八十八条第一項第二号の規定に基づき、公示する。
平成二十三年七月八日
経済産業大臣　海江田万里

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地
第十二号	アストモスエネルギー株式会社アストモスアカデミー東北	宮城県仙台市太白区西中田一丁目十八番四十号
第十三号	アストモスエネルギー株式会社アストモスアカデミー九州	福岡県久留米市荒木町荒木一九七七番地の一

○国土交通省告示第七百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成二十三年七月八日
国土交通大臣　大畠　章宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　一般国道13号改築工事（院内道路・秋田県湯沢市上院内字新雄勝地内から同市上院内字新雄勝地内まで）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　秋田県湯沢市上院内字新雄勝及び字八丁新町地内
2　使用の部分　なし
第4　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、秋田県湯沢市上院内字新雄勝地内から同市下院内字柳原地内までの延長約4.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道13号改築工事（院内道路）並びにこれに伴う市道及び砂防設備付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
本件事業のうち、「一般国道13号改築工事（院内道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
さらに、本体事業の施行により遮断される砂防設備の従来の機能を維持するための付替工事は、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第3条第3号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
一般国道13号（以下「本路線」という。）は、福島市を起点とし、米沢市、山形市、湯沢市、大仙市等を経由して、秋田市に至る総延長301.4kmの主要幹線道路である。
本路線が通過する秋田県の県南地域（以下「県南地域」という。）は、米、アスパラガス、枝豆等の産地で、農業の盛んな地域であり、農作物を秋田県内、関東方面等に出荷している。